



## 福島県原子力災害対策センターの役割

### 原子力災害時の活動拠点として

原子力災害発生時には、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援等様々な緊急事態応急対策が必要であり、これらの対策等に関係する国、県、市町村、原子力事業者、防災関係機関及び専門家等が一体となって対応する必要があります。



そのためには、これらの関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図ることが必要であり、そのための拠点となる施設が、原子力災害対策特別措置法に定める「緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)」です。



福島県原子力災害対策センターは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において原子力災害が発生した場合に「緊急事態応急対策拠点施設」として使用することを目的として、福島県と国が協力して整備したものです。

### 緊急事態応急対策拠点施設としての機能

福島県原子力災害対策センターには、国と県の現地対策本部が設置されるとともに、関係町、警察、消防、東京電力株式会社、防災関係機関及び専門家とともに、「原子力災害合同対策協議会」を組織し、次のような機能を果たします。

